

県営林作業標準歩掛表

1. 標準歩掛表

2. 付記・単価

適用：令和7年10月1日

長崎県農林部林政課

【人工造林・樹下植栽】

1 地拵え(刈り払い機)

(ha当たり)

名称	数量	摘要
特殊作業員	6.7人	
普通作業員	6.7人	
諸雑費率	2%	

- 備考 1 本表は、草地及びササ地において刈り払い機で地拵えをする作業に適用する。なお、片付けを含む。
- 2 諸雑費率は、刈り払い機の損料、燃料(ガソリン、エンジンオイルの混合油)、替刃、目立用ヤスリ等の経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

《地拵えの現地条件による補正》

作業地内の占有植生に応じて次表により行なう。

補正率表 (補正率: %)

区分	状態		補正率
	草丈	密度	
草地	0.5m以下	—	-12
	0.5m超	—	-5
ササ地	1m以下	疎	-17
		密	12
	1m超	疎	14
		密	20

2 植穴堀付・植付

(100本当たり)

名称	数量		摘要
	普通苗	コンテナ苗	
特殊作業員	0.12人	0.11人	1.普通の山行苗の場合とする。 2.植穴の大きさは、直径・深さとも30cm程度を標準とする。
普通作業員	0.29人	0.25人	

- 備考 1 本表は、植穴を掘り苗木を植え付ける工程に適用し、植栽地点を中心として60cm四方の地被表物等の除去を含む。
- 2 普通苗とは、普通の山行苗を指し、その植え付けに係る植穴の大きさは直径・深さともに30cm程度を標準とする。

3 苗木運搬

(1,000本当たり)

名称	数量	摘要
普通作業員	0.55人	

- 備考 1 本表は、人肩運搬である。
- 2 積卸しを含む。

【下刈り・林床整理伐】

この工程表は、人工林において草刈機と鎌の併用により実施する全刈り及び筋刈り(1回刈り及び2回刈り)の下刈及び林床整理伐(間伐において、シダ類の繁茂が著しく、除去なしには間伐の実施が困難な場合の植生の刈払)に適用する。

(ha当たり)

名称	数量		摘要
	全刈り	筋刈り	
特殊作業員	6.1人	2.00人	
普通作業員	0.7人	0.20人	
諸雑費率	2%	2%	

- 備考 1 刈り払い機による振動業務の作業時間は、1人1日当たり2時間以内(振動業務の一連作業時間ごとに設ける休憩時間を除く)として計上している。
- 2 諸雑費率は、刈り払い機の損料、燃料(ガソリン、エンジンオイルの混合油)、替刃、目立用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用であり、労務費の合計に上表の率を乗じた金額を計上する。

《回数による補正》

年2回下刈り(全刈り・筋刈り)を実施する場合は、次表により補正を行う。

補正率表

区分		補正係数
年1回下刈りを行う場合		100%
年2回下刈りを行う場合	1回目	100%
	2回目	86%

【保育間伐】

1 選木 (100本当たり)

名称	数量	摘要
特殊作業員	0.16人	
普通作業員	0.16人	
諸雑費率	4%	

備考 1 本表は、伐倒前に伐倒する立木が判別できるようマーキングする作業に適用する。
なお、選木作業を伐倒とは別途に行う場合に計上し、伐倒と同時にを行う場合は対象外とする。

2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら、伐倒木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する列状間伐の場合には、特殊作業員及び普通作業員をそれぞれ0.07人とする。

3 諸雑費率は、ナンバーテープ等の消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

2 伐倒 (100本当たり)

名称	数量	摘要
特殊作業員	0.32人	
普通作業員	0.32人	
諸雑費率	6%	

備考 1 チェーンソーによる振動業務の作業時間は、1人1日当たり2時間以内(振動業務の一連作業時間ごとに設ける休憩時間を除く)として計上している。

2 諸雑費率は、チェーンソーの損料、燃料チェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の要する費用であり、労務費の合計に上表の率を乗じた金額を計上する。

※ 保育間伐実施林分のうち、一定の地理的条件等を満たす森林において、伐採木を林内に放置する場合、国土防災を主目的として枝払、玉切が必要と見込まれる場合は、下記3、4により積算することができるものとする。

一定の地理的条件を満たす森林

- ① 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林に区分されている森林
公益的機能別施業森林：水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能及び土壌保全機能維持増進森林
- ② ながさき水源の森
- ③ 保安林

3 枝払

(100本当たり)

名称	数量	摘要
特殊作業員	0.24人	
普通作業員	0.24人	
諸雑費率	8%	

- 備考
- 1 本表は、伐倒木を丸太に玉切る作業及び丸太を片付ける作業の支障とならないように枝払いする工程に適用する。
 - 2 諸雑費率は、チェーンソーの損料及び燃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

4 玉切

(100本当たり)

名称	数量	摘要
特殊作業員	0.20人	
普通作業員	0.20人	
諸雑費率	9%	

- 備考
- 1 本表は、伐倒及び枝払した材を小運搬及び集積できるように、一定の長さの丸太に玉切る工程に適用する。
 - 2 諸雑費率は、チェーンソーの損料及び燃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

【間伐】

この工程表は、スギ、ヒノキの人工林の間伐を実施する場合に適用する。

1 選木 (100本当たり)

名称	数量	摘要
特殊作業員	0.16人	
普通作業員	0.16人	
諸雑費率	4%	

- 備考 1 本表は、伐倒前に伐倒する立木が判別できるようマーキングする作業に適用する。
なお、選木作業を伐倒とは別途に行う場合に計上し、伐倒と同時に行う場合は対象外とする。
- 2 本表は、立木の形質・形状や隣接木との関係を現地で確認しながら、伐倒木を単木的に選定する定性的な間伐の工程であり、植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐倒する列状間伐の場合には、特殊作業員及び普通作業員をそれぞれ0.07人とする。
- 3 諸雑費率は、ナンバーテープ等の消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

2 伐倒 (100本当たり)

名称	平均胸高直径			摘要
	22cm未満	22cm以上 28cm未満	28cm以上	
特殊作業員	0.42人	0.52人	0.63人	
普通作業員	0.42人	0.52人	0.63人	
諸雑費率	6%			

- 備考 1 本表は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いをする工程に適用する。
- 2 諸雑費率は、チェーンソーの損料及び燃料等の費用であり、労務費の合計に上表の率を乗じた金額を計上する。

3-1 造材(チェーンソー)

(生産材積10m3当たり)

		平均胸高直径				
規格	樹種	名称	22cm未満	22cm以上 28cm未満	28cm以上	摘要
一般用材	スギ	特殊作業員	0.63人	0.52人	0.49人	
		普通作業員	0.63人	0.52人	0.49人	
	ヒノキ	特殊作業員	0.66人	0.55人	0.52人	スギ+0.03
		普通作業員	0.66人	0.55人	0.52人	スギ+0.03
一般用材以外	スギ	特殊作業員	0.32人	0.26人	0.25人	一般用材の1/2
		普通作業員	0.32人	0.26人	0.25人	一般用材の1/2
	ヒノキ	特殊作業員	0.33人	0.28人	0.26人	一般用材の1/2
		普通作業員	0.33人	0.28人	0.26人	一般用材の1/2
		諸雑費率	4%			

- 備考 1 本表は、伐倒木を市場等に出荷するため丸太等に採材、玉切る工程に適用する。
- 2 諸雑費率は、チェーンソーの損料、燃料及びチェーンソーオイル等の造材に必要な機械器具の使用に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額をする。
- 3 規格について、一般用材:製材用、集成材や合板等に用いられるもの、一般用材以外:チップや木質ボード、木質バイオマスエネルギーの燃料などとして利用されるもの。

3-2 造材(林業機械:プロセッサ)

(生産材積10m3当たり)

名称	単位	数量	適要
運転手(特殊)	人	0.30	
プロセッサ損料	時間	1.70	
軽油	ℓ	15	

- 備考 1 本表は、プロセッサまたはハーベスタを用いて行う造材(枝払い・玉切り)の作業に適用する。

4 集材(車両系)

(生産材積10m3当たり)

平均 胸高 直径	規格	名称	集材距離					
			200m未満	200m以上 400m未満	400m以上 600m未満	600m以上 800m未満	800m以上 1,000m未満	1,000m以上
22cm 未満	一般材用	運転手(特殊)	0.43人	0.45人	0.48人	0.50人	0.53人	0.55人
		普通作業員	0.85人	0.91人	0.95人	1.01人	1.06人	1.09人
	一般用材以外	運転手(特殊)	0.09人	0.09人	0.10人	0.10人	0.11人	0.11人
		普通作業員	0.17人	0.18人	0.19人	0.20人	0.21人	0.22人
22cm 以上 28cm 未満	一般材用	運転手(特殊)	0.37人	0.39人	0.42人	0.44人	0.46人	0.48人
		普通作業員	0.75人	0.79人	0.83人	0.88人	0.93人	0.96人
	一般用材以外	運転手(特殊)	0.07人	0.08人	0.08人	0.09人	0.09人	0.10人
		普通作業員	0.15人	0.16人	0.17人	0.18人	0.19人	0.19人
28cm 以上	一般材用	運転手(特殊)	0.32人	0.34人	0.36人	0.38人	0.40人	0.42人
		普通作業員	0.65人	0.69人	0.73人	0.77人	0.81人	0.83人
	一般用材以外	運転手(特殊)	0.06人	0.07人	0.07人	0.08人	0.08人	0.08人
		普通作業員	0.13人	0.14人	0.15人	0.15人	0.16人	0.17人
諸雑費率		77%						

- 備考 1 本表は、「5 集材(架線系)」の備考1に示す以外の車両系機械による集材地点までの木寄等の工程に適用する。
- 2 本表は、定性間伐の工程であり、列状間伐の場合には運転手(特殊)及び普通作業員の数値をそれぞれ-20%補正する。
- 3 諸雑費率は、集材に必要な機械器具の損料及び燃料の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
- 4 諸雑費の内訳は、機械器具の損料63%及び燃料の費用14%とし、機械器具の損料の内訳は、償却費23%、維持修理費17%及び管理費23%とする。
- 5 集材距離は、作業地から山土場までの最短距離と最長距離の平均距離とする。
- 6 規格について、一般用材:製材用、集成材や合板等に用いられるもの、一般用材以外:チップや木質ボード、木質バイオマスエネルギーの燃料などとして利用されるもの。

5 集材(架線系)

(生産材積10m3当たり)

		集材距離						
平均 胸高 直径	規格	名称	200m未満	200m以上 400m未満	400m以上 600m未満	600m以上 800m未満	800m以上 1,000m未満	1,000m以上
22cm 未満	一般用材	運転手(特殊)	0.46人	0.51人	0.56人	0.62人	0.67人	0.74人
		普通作業員	1.37人	1.54人	1.70人	1.86人	2.02人	2.22人
	一般用材以外	運転手(特殊)	0.09人	0.10人	0.11人	0.12人	0.13人	0.15人
		普通作業員	0.27人	0.31人	0.34人	0.37人	0.40人	0.44人
22cm 以上 28cm 未満	一般用材	運転手(特殊)	0.36人	0.41人	0.47人	0.52人	0.57人	0.64人
		普通作業員	1.08人	1.25人	1.40人	1.57人	1.73人	1.93人
	一般用材以外	運転手(特殊)	0.07人	0.08人	0.09人	0.10人	0.11人	0.13人
		普通作業員	0.22人	0.25人	0.28人	0.31人	0.35人	0.39人
28cm 以上	一般用材	運転手(特殊)	0.30人	0.35人	0.40人	0.46人	0.51人	0.58人
		普通作業員	0.89人	1.05人	1.21人	1.37人	1.53人	1.73人
	一般用材以外	運転手(特殊)	0.06人	0.07人	0.08人	0.09人	0.10人	0.12人
		普通作業員	0.18人	0.21人	0.24人	0.27人	0.31人	0.35人
諸雑費率		80%						

- 備考
- 1 本表は、主索を用いて行う架線集材(主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む)の工程及び集材地点までの木寄等の工程に適用する。
 - 2 本表は、定性間伐の工程であり、列状間伐の場合には運転手(特殊)及び普通作業員の数値をそれぞれ-20%補正する。
 - 3 諸雑費率は、集材に必要な機械器具の損料及び燃料の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
 - 4 諸雑費の内訳は、機械器具の損料71%及び燃料の費用9%とし、機械器具の損料の内訳は、償却費28%、維持修理費16%及び管理費27%とする。
 - 5 集材距離は、作業地から山土場までの最短距離と最長距離の平均距離とする。
 - 6 規格について、一般用材:製材用、集成材や合板等に用いられるもの、一般用材以外:チップや木質ボード、木質バイオマスエネルギーの燃料などとして利用されるもの。

【素材積込・積降】

(15m3当たり)

名称	数量	摘要
軽油	6.3L	
バックホウ運転	1.00時間	山積0.28m3(平積0.20m3)規格
運転手(特殊)	0.16人	
普通作業員	0.16人	補助員

- 備考 1 山土場から中間土場等へ運搬する際の積込、荷降ろし作業など、必要に応じ計上する。
- 2 1時間当たり作業効率は「機械化のマネジメント」P139グラップルローダ 中を適用。

【素材管理】

(100m3当たり)

名称	数量	摘要
普通作業員	1.00人	

- 備考 1 搬出した素材の規格、寸法、材積を管理、把握する経費とする。

【共通仮設費率】

共通仮設費は、運搬費、準備費、安全費、役務費、営繕費、測量費とし、その額は直接費の合計額の8.4%(森林作業道の開設及び改良については10.7%)に相当する額とする。

【現場管理費率】 (現場労働者の管理等に必要な経費)

現場管理費は、労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、社会保険料等とし、その額は直接費と共通仮設費の合計額の39%に相当する額とする。

【一般管理費率】 (受注業者の本店及び支店における業務に要する経費並びに付加利益)

一般管理費は、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、用水光熱費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、付加利益とし、その額は直接経費と共通仮設費及び現場管理費の合計額の10%に相当する額とする。

付記

- ・ この歩掛により難しい場合、又はこの歩掛に掲示されていないものについては、他の類似の事業の歩掛等を勘案し、その根拠を明らかにして適正な歩掛を用いることができる。
- ・ 設計に係る材積積算の単位は、小数点以下第4位を四捨五入して、小数第3位止とする。
- ・ 各工程表において、数量の補正を行う場合は、補正した数量の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位止とする。

単価

- ・ 単価は各年度ごとに定める県営林事業単価及び長崎県基本単価一覧表によるが、示されていない場合は次により決定する。
 - ① 設計時の物価資料(建設物価、積算資料等)による。
 - ② 見積単価…3社見積もりの最低値。
 - ③ 作業路開設に関しては、造林事業単価表により積算する。